

令和4年(2022年)1月7日(金)

環境局産業廃棄物指導課 課長：岡 和子

電話：082-504-2224

内線：3280

産業廃棄物処理施設の使用の停止命令の解除について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第15条の2の7の規定により、令和3年11月25日付けで産業廃棄物処理施設の改善及び使用の停止を命じていましたが、本日、次のとおり改善を確認し、使用の停止命令を解除しました。

1 対象施設（対象者）

- (1) 名称 有限会社藤田資材
- (2) 本社所在地 広島市東区中山西二丁目18番17号
- (3) 代表者 取締役 藤田 光一
- (4) 施設の種類 焼却施設
- (5) 施設所在地 広島市安佐北区口田南五丁目665番1 外1筆

2 解除の理由

令和4年1月6日付けで有限会社藤田資材から、焼却施設の清掃等を実施し、その後の自主検査により排ガス中のダイオキシン類濃度が0.48ng-TEQ/m³となり、排出基準（5ng-TEQ/m³）に適合している旨、報告があったため。

このことは、廃棄物処理法第15条の2の3第1項で規定された産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に適合している。